○農林水産省告示第二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡売木村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

売木村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡売木村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

売木村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県木曽郡木祖村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、木祖村・下伊那郡根羽村（以上二村について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

木祖村・根羽村（以上二村について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東京都小笠原村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　公衆の保健

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び小笠原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月二日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鳴滝川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　左記に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱四号と五号を平成二十一年国土交通省告示第八十一号で指定した同号三に掲げる土地の境界に沿って結んだ線及び標柱五号と六号を河川敷左岸境界線に沿って結んだ線及び標柱六号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県八幡浜市松柏

甲二四九番　一号

甲二五二番　二号

甲二六二番一地先　三号

甲二六二番一　四号

甲二一六番三地先　五号

丁三八四番七地先　六号及び七号

甲二二四番地先　八号

ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路

愛媛県八幡浜市松柏

甲四七八番

甲四七九番二

甲四八〇番一及び甲四八〇番二

甲四九一番から甲四九三番まで

甲四九四番二

甲四九五番

甲四九九番二

甲四九九番四及び甲四九九番五

甲五一四番及び甲五一五番

丁一三〇番

丁一三四番

丁二七二番

丁二九六番三から丁二九六番五まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

稲葉川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

愛媛県宇和島市大浦

甲一七九九番

甲一八〇〇番一及び甲一八〇〇番二

甲一八〇一番一

甲一八〇一番五から甲一八〇一番七まで

丙二一〇番一

丙二二〇番一及び丙二二〇番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県宇和島市大浦

甲一八〇一番五　一号

丙二一九番三　二号から五号まで

丙二一九番三地先水路　六号

甲一八〇一番六　七号

甲一八〇一番二　八号及び九号

甲一八〇一番五　十号